

			人の死が発生した場所			
			取引対象の 不動産室内	集合住宅共用部分		対象不動産 の隣接住戸 場所
				通常使用する必 要性があり、住 み心地の良さに 影響する場所 (ベランダ等)	通常使用しない 場所	
人 の 死 の 原 因	自然死 ex)老衰、 病死など	日常生活の 中での不慮 の死 ex)階段転 落、転倒、 入浴中溺 死、食事の 誤嚥				
	その他 ex)他殺、自殺、事故 死、焼死、原因不明死 亡					

死後遺体が放置され、特殊清掃・大規模リフォーム
等が行われた場合

事件性、周知性、社会に与えた影響が特に高い事案

告知義務がある

赤枠内

死の発覚から3年

【賃貸契約の場合】

事件性、周知性、社会に与えた影響が
特に高い事案（黄色部分）以外は、原
則として告知の必要がなくなる

【売買契約の場合】

時の経過による変化なし